（別添２）

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に規定する当事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者及び同法施行規則第8条の17に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格については次のとおりです。

１ 特別管理産業廃棄物管理責任者

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 所属 |  |
| 職名・氏名 |  |
| 電話番号 |  |

２ 資格の区分

次のうち、該当するものに〇をしてください。

* + 次の資格区分に該当する場合は、卒業証明書（大学、短期大学、高等学校等が発行）及び職歴証明書（事業者の証明）を添付してください。

ただし、「ク」の場合は、職歴証明書のみを添付してください。

イ 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。ロにおいて同じ。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。ロにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、２年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、３年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。ニにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ホ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

キ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ク １０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

* + 次の資格区分に該当する場合は、講習会修了証のコピーを添付してください。

ア 平成12年度まで行われていた「厚生（環境）大臣認定　特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講し修了

イ 平成13年度5月から行われている「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し修了